

## 日本社会福祉学会 関東地域ブロック部会 研究大会奨励賞について(内規)

### 第1条 (名称)

本賞は、「日本社会福祉学会関東地域ブロック部会研究大会奨励賞」(以下「研究大会奨励賞」という)と称する

### 第2条 (目的)

本賞は、本部会年次研究大会において優れた発表をした研究者を表彰するもので、日本社会福祉学会関東地域ブロック部会会員の研究を奨励し、社会福祉研究の発展に寄与することを目的とする

### 第3条 (受賞資格)

本賞の受賞候補者は、次のすべての条件を充たしていなければならない

1. 研究発表時に本学会会員であること
2. 所定の成果発表手続きを完了していること

### 第4条 (選考委員)

1. 研究大会奨励賞は、日本社会福祉学会関東地域ブロック部会担当理事が指名する委員をもって構成される「日本社会福祉学会研究大会賞選考委員会」(以下「選考委員会」という)が行い、部会担当理事が選考委員長を務める
2. 日本社会福祉学会関東地域ブロック部会部運営委員が要旨による事前選考を行う

### 第5条 (選考方法)

1. 事前選考は、前条2に定める運営委員によって、会が定める所定の様式に従って評価点をつけ、前条1に定める選考委員会に推薦を行う
2. 選考委員長は、事前選考によって推薦された発表のなかから、選考委員会での審議に基づき、各評価基準ならびに総合性評価において優れたものを若干名、運営委員会に推薦する。運営委員会は、選考委員会の推薦に基づき、研究大会奨励賞を最終選考し、決定する。

### 第6条 (表彰)

運営委員長は、研究大会時に開催される総会の席上、受賞者に対して、「研究大会奨励賞」を授与する。

### 第7条 (規定改廃)

本規定の改廃は、運営委員会の議を経て行われる。

付則本規定は、2013年3月9日から施行する。